

つながり

第3号

一定着支援センターだよりー

発行：三重県地域生活定着支援センター

2011.10.30

Aさんからのメッセージ

Aさんは出所後、県内K市のアパートに入所し支援を受けています。

刑務所内で失明状態になりました。

出所後、手術で右目が少し見えるようになりました。

「目が見えるようになった。希望を最後まであきらめない」

「東日本みたいな、なでしこジャパンのような、

あきらめず、前進すること」

これがAさんからのメッセージです。

いまは週二日施設に通っておられます。

施設の中には体が思うように動かない人がおられます。

Aさんは目が見えないジレンマを経験したことから、そんな人のことも理解できるそうです。

若いころは野球が得意で足も速く、会社員時代はゴルフもするほどだったそうです。

思いどおりに体が動かせないジレンマは人一倍わかるのです。

Aさんは、そうした方のジレンマを否定することもしませんが、しかし希望も伝えられるのです。希望を失わないよう、伝えておられるそうです。

新しいつながりの中で、Aさんは支援を受け、また誰かを支えて生きておられます。

そんなAさんに、将来の夢についてお聞きしました。

子供のころから歴史が好きだったAさんの夢は、歴史評論家になることだそうです

(い)

定着だより第3号最初の寄稿は、
CBC=中部日本放送報道部の田中久
瑠実さんです。
田中さんは、定着支援センターの取
り組みを取材し、報道されました。

■人はひとりでは生きられない

中部日本放送 報道部 田中久瑠実

記者になって5年目の夏を迎えるました。
これまで取材した三重刑務所、愛知県の更生保護施設、そして支援センター。
たくさんの出会いの中で感じたことがあります。

『人はひとりでは生きられない』ということ一。

刑務所を出所したあと、どう生きていくか？
残念ながら出所し、これからがんばろうとする人に対して、
まわりが理解ある人ばかりだとは限りません。
わたしのまわりにも、取材を続けるわたしに対して疑問を抱いている人もいます。

去年10月から更生保護施設に半年間取材に通い、2人の男性と出会いました。
出会ったころは、2人はあまりまわりと関わろうとせず、
当然のことながらよそ者のわたしは心を開いてもらうには時間がかかりました。
しかし、時間とともに施設のみなさんの支えがあり、笑顔が増えていきました。

2人は大きな一歩となる新居探しでは、断られながらもあきらめずに探し続け、
見つけたときにはわたしにも報告の電話をくれました。
そのときの弾んだ声が忘れられません。
ご本人の努力はもちろん、施設のみなさんの支援があってこそ、
大事な一歩が踏み出せたと思います。

そして、この地方にも支援センターができたことで、さらに多くの人が前に進んでいく
ことを信じています。
福祉を必要とする人も今後も多くなる中、センターの果たす役割は非常に大きなものです。

出所後は、ご本人のがんばりだけでなく、
社会が受け入れ、「ともに」生きていくことが大切です。

記者としてなにかできないかー。

「前に進もうとしている人がいること、そして、彼らを支えている人がいることを視聴者のみなさんに知ってほしい」と、取材を続けています。

なにもないわたしですが、カメラとペンを持ち、小さなことでもいいから動いていきたい
と思います。

「ありがとう」

「皆さん、本当にありがとうございました。」と笑顔のステキな夫婦は丁寧にお辞儀をしながら御礼を述べられた。この言葉になぜかドキドキして、思わず照れてしまった自分がいた。

ここは、三重県紀宝町。先日の台風の影響で、「とうふ屋」の2階まで濁流水が来たのだった。少しでもこの地区の役に立つために、ということで今回、私は参加したのだった。津市から車で約3時間、現地に到着。途中の尾鷲付近で土砂降りに出会い本日の作業は大丈夫だろうかと車の中で津市のメンバーたちと心配していた。

幸い現地に近づくとその心配は大丈夫だった。現地のメンバーと合流して総勢10名で、家の中まで泥まみれになって使えなくなった物を総出で道路へ出していった。布団、座布団、プラスティック、瀬戸物、電化製品、畳、ダンボール、金物、流木など次から次へと道路沿いへ出していった。その度に、次から次へと収集車がやってきて、決められた種類だけを持っていった。その中でも、濁流を吸い込んだ畳はとても重たかった。大の大人が6人がかりで、必死になって収集車へ入れていった。道路沿いにあんなにうず高くあった品々が、一気にみんなでやるお片付いた。

「皆さんのおかげです。夫婦だけで途方に暮れていましたが、おかげさまで本当に助かりました。」とねぎらいの言葉に、妙な感じだが心がジーンと温まる感じが続いていた。

それにしても、家の中に流木が入ってくるなんて・・・とつぶやくと、現地の方が話してくれた。本当なら流木が来るなんてありえない。しかし、現実に家を壊したりしながら山の斜面を濁流と一緒に押し寄せてきた。山を管理する林業の生業が現在では成り立たず。そのため役場の低予算でしか山の管理ができず。つまり、山は荒れ放題。そのため、あちこちで切り倒した木々はそのまま棄てたまま。そのうえ、国策で広葉樹が減り、針葉樹が多くなったため山の保水力が減ってしまった。そのような状態で台風による災害が一層深刻になってしまった。もちろん、温暖化の影響もあるとは思うけど・・・。やはり、なん

と言っても、山の管理をきちんとしておかないと川下の町は崩壊すると再三役場に伝えてきたが、全く相手にされなかつたが悔しいと話されていた。

その後、民家の庭へ行き、濁流で溜まった泥土を撤去し布袋に入れて道路の隅に運んだ。布袋に入れた分はトラックで運んでもらえたが、道路わきの泥土は運ばれず小山状態で両道路隅に恨めしそうに残されていた。残念だが、もう布袋がなく袋詰めができなくなってしまった。作業はここで終了。

ふと、東北大震災での援助活動をしていた頃のこと思いだした。その時も小学校の体育館が避難所になっていた。そこで現地の大人たちは「備えがあれば憂いなし。また、この教訓を活かして。決して忘れないで」などと話していた。また、子供たちは「備えがあれば、うれしいな。もっと早くに逃げろとみんなに伝えたかった。」と悔しそうな苦笑いで話してくれていた。

今回の災害でも自然と共に暮らすということは、確かに危険が伴う。しかし、自然災害の前に「人災」の影響が強いと感じたのは自分だけだろうか。特に、先人から聴いてきたことや伝授してきたことを次々と放棄し、山の管理をしてこなかつたつけが今回の災害だったと残念そうに話す姿が、自分には二重に重なつて心に響いていた。

「たつた一つの生命（いのち）だから・・・」

その後を、どのように生きるかは一人一人が選択することになるのだろう。そして、地域としてどの道を選択するのかは、地域住民がとことん話し合ってすすめていけたらと思う。行政指導の名の元に、韓進大震災の時のように地元住民が排除されないように・・・。

もし、自分が今回の立場になつたら、果たしてどのように考えるだろうか？

今回の災害は自然災害を主と考えるのか？逆に、人災を主と考えるのか？

今回の災害で人々がどのように生きているのかが問われている。

人が生きる、人が自然と共に生きていくのか？

人が生きる、人が自然を征服して生きていくのか？

また、災害後に生かされた生命（いのち）。

この生命を自分のためだけに活かして生きていくのか？

この生命を自分と地域のために活かして生きていくのか？

私はこの場所を離れると、いつもの我が家に戻り、妻や子供達と一緒に暮らしが始まる。また、日常の勤務が始まる。その中で、もう一度、上記のことを考えてみたい。私は何かを大切に、この生命をどのように活かして生きていくのかを・・・。

今は、みんなが笑顔で暮らせる町作りを目指したい。また、災害があつても共に支えあっていける町つくりを目指して生きたいという思いが強い。そのための仲間を求める、共に実行していきたい。できる範囲でぼちぼちと・・・。

つながり一定着支援センターだよりー 寄稿

地域福祉権利擁護事業※は、判断能力が不十分で、かつ、さまざまな生活課題を抱える方（主に認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者）に「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理」「書類等預かり」のサービスを通して、地域で自立した生活を送れるように支援しています。【図1】平成11年10月の事業開始以来、年々相談件数や利用者数が増加し、昨年度の相談件数は27,099件（既に利用している方の相談も含む）、年間契約人数は229人となっています。平成23年8月末には三重県内の利用者人数が1,000人を越えました。

【図2】

地域福祉権利擁護事業のサービスを必要とする方々は、様々な生活課題を抱えています。本事業開始当初は、介護保険サービスの導入に伴う措置から契約へという福祉制度の大きな転換期であり、福祉サービスの利用を支援することが大きな役割となっていました。近年は「福祉サービスの利用援助」に加え「日常的金銭管理」の支援を必要としている方が大半になってきています。利用者の中には、悪質商法や詐欺の被害に遭われた方や、多重債務に陥り生活に支障をきたしている方も多くみえます。この様な場合は、福祉に携わる機関だけでなく債務整理などの相談を受ける司法機関との連携が必要不可欠になっています。

一方で、被害に遭うだけでなく、善悪の判断がつかずに食料品を万引きしてしまい犯罪者となってしまう方もみえます。その様な方を支援される地域生活定着支援センターから相談を受け連携することで、刑務所を出所された方が、地域福祉権利擁護事業を利用しながら地域生活を始められています。

判断能力が不十分な方々にとっては、関わりをもつ人が一人でも多くいることが大きな安心に繋がっていると思います。地域福祉権利擁護事業は、判断能力が不十分な方々を支える様々な資源のうちの一つにすぎません。判断能力が低下した後も安心した生活が送れるよう、地域生活定着支援センターなどの支援機関や相談機関を始めとして、ご本人にとって必要な関係機関の支援者が今後もより一層連携していくことが重要となっています。今後も引き続きご支援、ご協力の程よろしくお願いします。

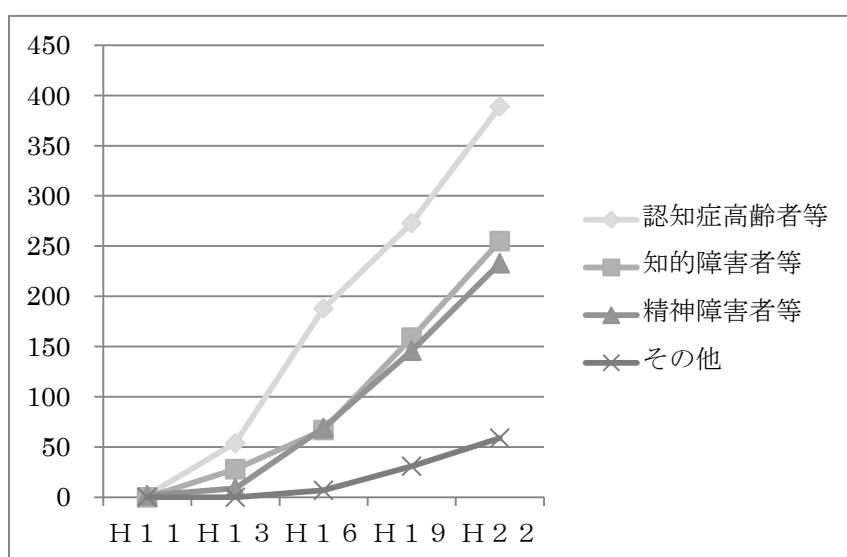
※地域福祉権利擁護事業は、平成19年から厚生労働省の予算名称上、日常生活自立支援事業と名称変更しています。三重県では変更せずに、そのままの地域福祉権利擁護事業と呼んでいます。

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
三重県地域福祉権利擁護センター

【図1】地域福祉権利擁護事業のサービス内容

サービス	主な支援内容
福祉サービス利用援助 (利用必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・どんな福祉サービスが利用できるか、どのように利用すればよいか等を分かりやすくご説明します。 ・福祉サービスの利用や解約の手続きを支援します。 ・福祉サービスの利用料の支払い代行を行います。
日常的金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・年金等がきちんと振り込まれているか等の確認をします。 ・公共料金等の支払い手続きのお手伝いをします。 ・生活費用の出金や預金・解約の代行や代理をします。
書類等預かりサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳や年金証書、印鑑等の大切な書類を預かります。 <p>※宝石・書画・骨董品・貴金属のお預かりはできません。</p>

【図2】地域福祉権利擁護事業の対象区分別 実利用者推移



編集後記：

なんとか第二号の発刊にこぎつけホッとしています。この機関誌は定着支援センターの事業と同様、皆さんの協力なくしては成立しません。タイトルにもあるとおり「つながり」が大切です。

定着支援センターだより「つながり」

発行：三重県地域生活支援センター

〒514-0818 三重県津市城山1丁目12-2

TEL:059-238-5501・5502 FAX:059-235-1212